消費税率引上げによる介護保険料にかかる低所得者負担軽減について

1 介護保険料改定の理由

平成31年10月の消費税引き上げにあわせ、社会保障の充実の取組みとして、 国により低所得者への負担軽減策が実施されることとなったため、第1号被保険者 の介護保険料を改定します。

【低所得者負担軽減】

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられました。

平成27年4月から一部実施されており、31年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、更に軽減強化されます。

2 改定の基本的な考え方

消費税率引き上げが平成31年10月であることから、31年度は半年分、32年度から通年分となるよう、軽減率が拡充されます。

段階	対象となる方	平成 30 年度		平成 31 年度		平成32年度	
				(令和元年度)		(令和2年度)	
		料率	保険料額	料率	保険料額	料率	保険料額
第1段階	世帯員全員が非課税で	×0.45	28,620円	×0.375	23,850円	×0.3	19,080円
	本人の所得が 80 万円			(▲0.075)	(▲4,770)	(▲0.15)	(▲9,540)
	以下等						
第2段階	世帯員全員が非課税で	×0.65	41,340円	×0.525	33,390円	×0.4	25,440 円
	本人の所得が 80 万円			(▲0.125)	(▲7,950)	(▲0.25)	(▲15,900)
	~120万円以下						
第3段階	世帯員全員が市民税非	×0.75	47,700円	×0.725	46,110円	×0.7	44,520円
	課税で第1・2段階以			(▲0.025)	(▲1,590)	(▲0.05)	(▲3,180)
	外						

※今回影響のない第4段階から第13段階は記載省略